

各種手当の相談を受け付けます

問い合わせ
子育て・障がい福祉係
53-3333

【特別児童扶養手当】

障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るために支給される国の制度です

【障害児福祉手当】

重度の障がいがあるため、日常生活で、常に介護が必要な20歳未満の在宅の児童に支給されます

【特別障害者手当】

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において、常に特別の介護が必要な20歳以上の在宅の人に支給されます

なお、所得制限や障がいの程度によっては支給されない場合があるほか、施設入所をしている場合は該当しません。

これらの手当を受けるためには、認定請求が必要です。詳しくはお問い合わせください。

新しい『障がい者(児)福祉のしおり』完成

問い合わせ
子育て・障がい福祉係
53-3333

町では毎年、障がいのある人や、その家族に、障害福祉サービスや制度の内容をお知らせするしおりを作成しています。窓口に設置しているほか、町のホームページでも見るることができますので活用してください。

●設置場所／保健福祉総合センター、役場窓口サービス係、厚岸情報館、湖南地区出張所、上尾幌駐在所

保険医療

医療費受給者証の申請・更新を忘れずに

問い合わせ
保険医療係

『子ども医療費受給者証』『重度心身障害者医療費受給者証』『ひとり親家庭等医療費受給者証』の有効期限は7月31日(金)までです。

これらの受給者証を持っている人は、更新の手続きをしてください。

●申請受付開始日／7月13日(月)

※7月20日(月)、27日(月)は20時まで役場町民課窓口で受け付けます

●持参するもの／保険証、印鑑(主たる生計維持者の人が窓口に来る場合は不要)、運転免許証など本人確認のできるもの、マイナンバー(個人番号)の確認ができるもの

※重度心身障害者医療費受給者証の場合は、障害者手帳が必要です

※令和2年1月1日以降に転入してきた人は、前住所地の令和2年度課税所得証明書が必要です(マイナンバーの利用による所得確認に同意をいただける場合は不要)

※マイナンバーの利用による所得確認は、一定の時間がかかります。あらかじめご了承ください

●申請・問い合わせ／保険医療係

知ってますか？ 北海道の『苦情審査委員』制度

問い合わせ
政策調整係

▽北海道が行った業務や制度の内容を審査する制度が、『北海道苦情審査委員』制度です

▽皆さん自身の利害にかかわる苦情であれば、苦情審査委員に申し立てができます

▽皆さんに代わって、苦情審査委員が公正で中立的な立場から、北海道の関係機関に対し、必要な調査等を行います

▽審査の結果、北海道の業務に不備な点や制度に問題があるときは、北海道の機関に是正や改善を求めます
▽もちろん、個人情報保護にも十分配慮します

●苦情申立書の入手方法

①苦情申立の窓口にて、苦情申立書の付いたリーフレットを用意しています

②北海道のホームページからダウンロードできます

(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dsc/kuiyou-mousitate.htm>)

●申し立て方法／『苦情申立書』に必要な事項を記入し、窓口まで提出してください。また、郵送、ファクス、メールでも申し立てができます

●苦情申立の窓口・問い合わせ

①北海道総合政策部知事室道政相談

お持ち帰り

TAKE OUT MENU はじめました。

詳しいメニューは、
コンキリエホームページを検索

厚岸 コンキリエ



がんばろう 厚岸応援券 つかえます！



おやき予約注文
承ります！

今なら！

俺の水



お弁当、ピッツア
お買上げ1品につき
1本(500ml)
プレゼント



厚岸味覚ターミナル

コンキリエ

厚岸郡厚岸町住の江 2丁目2番地
電話 0153-52-4139 (ヨイミカフ)